

くらしの制度
活用パンフ
Ver.1

日本共産党大阪府委員会
新型コロナウイルス関連対策本部

雇用・労働 「解雇」や「待機」と言われたら一

【自宅待機・シフト削減の場合】

国や自治体からの自粛要請があったとしても、会社の判断で休みにするわけですから、賃金の支払いを求められます。労働基準法26条は、平均賃金の6割以上の「休業手当」を支払うことを求めています。また、民法536条2項の「使用者の責めに帰すべき事由」にあたる場合は、全額支給となります。シフト削減の場合も同様で、アルバイトにも適用されます。また、学校休業に伴う助成金も6月30日まで延長になっています。

【解雇の場合】

新型コロナで会社の経営状態に影響が出たとしても、労働者には何の責任もありません。もし解雇されたら、会社の都合です。これは「整理解雇」と呼ばれ、通常の解雇よりも厳

格に判断されます。そのために、「整理解雇の4要件」

- (1) 人員削減の必要性があること、
- (2) 解雇を回避するための努力が尽くされていること、
- (3) 解雇される者の選定基準および選定が合理的であること、
- (4) 事前に使用者が解雇される者へ説明・協議を尽くしていることに照らして妥当性が厳しく問われます。

【雇い止めの場合】

有期雇用契約の雇い止めの場合は、労働契約法19条に照らし、一定の場合には、解雇の場合と同様に、雇い止めに正当な理由(客観的合理的理由と社会通念上の相当性)が必要です。会社側の一方的な雇い止めは制限されています。

解雇・雇い止めなどの労働相談は、おおさか労連0120-378-060
(10時~17時30分)に相談してください。

●府民向け健康相談

☎06-6944-8197 9時~18時(土・日・祝も対応)

●大阪府緊急事態措置コールセンター

緊急事態措置について、府民・事業者からの問い合わせ

☎06-4397-3299 9時~18時まで(土曜・日曜・祝日を除く)

●配偶者からの暴力DV相談 府女性相談センター

☎06-6949-6022(9時~20時 祝日以外)

☎06-6946-7890(24時間 365日対応)

●児童虐待通告窓口

・児童相談所虐待対応ダイヤル全国共通ダイヤル

☎189 近くの児童相談所に繋がります。

・夜間休日虐待通告専用電話

大阪市☎0120-01-7285(24時間 365日)

堺市☎072-241-0066(24時間 365日)

それ以外の地域☎072-295-8737(平日17時45分~翌9時 土日祝)

新型コロナ受診相談センター(帰国者・接触者相談センター)一覧

※土日祝を含めた終日つながります

(令和2年4月6日現在)

センター名	電話番号	FAX		
大阪府池田保健所	06-7166-9911	06-6944-7579		
大阪府茨木保健所				
大阪府守口保健所				
大阪府四條畷保健所				
大阪府藤井寺保健所				
大阪府富田林保健所				
大阪府和泉保健所				
大阪府岸和田保健所				
大阪府泉佐野保健所	06-6647-0641	06-6647-1029		
大阪市保健所				
堺市保健所			072-228-0239	072-222-9876
高槻市保健所			072-661-9335	072-661-1800
東大阪市保健所			072-963-9393	072-960-3809
豊中市保健所			06-6151-2603	06-6152-7328
枚方市健康部			072-841-1326	072-841-2470
八尾市保健所			072-994-0668	072-922-4965
寝屋川市保健所			072-829-8455	072-838-1152
吹田市保健所			06-6339-2225	06-6339-2058

生活苦 使える制度は？

生活福祉資金貸付制度があります

Q 生活が苦しくなった。使える制度は？

A 休業や失業で緊急に生活のためのお金が必要になった場合、社会福祉協議会による貸付制度があります。

【生活福祉資金貸付制度】

3月25日から生活福祉資金制度にもとづく特例貸付が始まりました。「生活資金をただちに」と求める国民世論をはじめ、日本共産党など野党各党の要求が政府を動かしたものです。緊急対策の一環として、低所得世帯以外の一般世帯にも拡大し、「休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向

けた、緊急小口資金等の特例貸付」(厚労省)制度です。

この制度は、主に休業者向けの「緊急小口資金」と、主に失業者等向けの「総合支援資金」があり、**両方で最大80万円まで借りられます。**今回の特例措置で「償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる」という返済免除規定が加わりました。(3.18 厚労省通知)

このほか、自治体独自の緊急融資制度や休業補償制度などを創設する動きも広がっています。

申請窓口は各地の社会福祉保障協議会です。
申請者が殺到し、対応に時間がかかっているようです

個人向け緊急小口資金等の特例

予備費追加
207億円(3/10)
104億円(3/19)

- 新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。
- 万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。
- ⇒これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化

【緊急小口資金】

(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

※世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

【総合支援資金(生活支援費)】

(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 貸付期間:原則3月以内	同左
据置期間	6月以内	1年以内
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	無利子

注 総合支援資金(生活支援費)については、原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件

償還免除について：今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

家賃が払えない・・・ 住居確保給付金の活用を！

2008年のリーマン・ショックの時、仕事も住まいも失った人々のために創設された制度です。

新型コロナウイルス感染拡大の影響による解雇、派遣切りなどで、会社の寮からの退去や家賃滞納を理由に立ち退きを迫られる事例も増えています。

住まいは生活の基盤であり一度失うと自力で確保することは困難です。退寮を言われてもすぐに同意せず、労働組合などに相談しましょう。また、住居確保給付金制度があります。

家賃支払額が3カ月支給されます。再就職先が決まらないなどの「特別な事情」がある場合は最長9カ月まで支給が延長されます。求職活動が続けていることなどの支給要件があります(※下記2.参照)。お住まいの自治体の福祉担当部署が相談窓口となります。

家賃に限らず、生活困窮する場合は、生活保護制度をためらわずに活用しましょう。

★ポイント

- 収入、貯蓄があってもOK(上限あり※資料参考に)
- これまで支給対象要件に「2年以内に離職」があり、収入が減少しただけの方は対象になりませんが、4月20日施行で施行規則が改正され、支給対象が広がります(下記参照)
- 困窮者自立支援法に基づいた制度。窓口は自治体から委託を受けた社協やNPO団体など。

1. これまで離職又は廃業した日から2年を経過していない方としていましたが、それに加えて、「給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、当該個人の都合によらないで減少し、離職又は廃業には至っていないがこうした状況と同程度の状況にある

方も支給対象に含める」(4.7厚生労働省社会・援護局事務連絡)としました。つまり収入減少でも申請を認めることになりました。

2. 支給要件として求職活動が求められますが、当面の間は、ハローワークにネットで仮登録をすればよいということになりました。
3. フリーランス、個人事業主も対象です。(これまでも個別事情に応じて支給していましたが、今回改めて通知)

制度の改善は対策チームの辰巳孝太郎責任者が3月16日のツイッターで発信し、3月31日厚労省レクでも求めていました。4月3日の宮本徹議員の国会質問も実現を後押しした格好です。

住居を失うおそれのある困窮者への支援の拡充(住居確保給付金の対象範囲の拡大)

令和2年度 補正予算案:27億円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている者に対して、住居確保給付金を支給できることとする。(省令改正)

支給対象(現行)

・離職・廃業後2年以内の者

拡大後

・離職・廃業後2年以内の者
 ・給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者

【実施主体】 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体)

【補助率】 3/4

【支給要件】

- 収入要件: 世帯収入合計額が、市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12+家賃額(住宅扶助特別基準額が上限)を超えないこと
 (東京都特別区の目安)単身世帯:13.8万円、2人世帯:19.4万円、3人世帯:24.1万円
- 資産要件: 世帯の預貯金の合計額が、以下を超えないこと(但し100万円を超えない額)
 (東京都特別区の目安)単身世帯:50.4万円、2人世帯:78万円、3人世帯:100万円
- 求職活動等要件: 誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

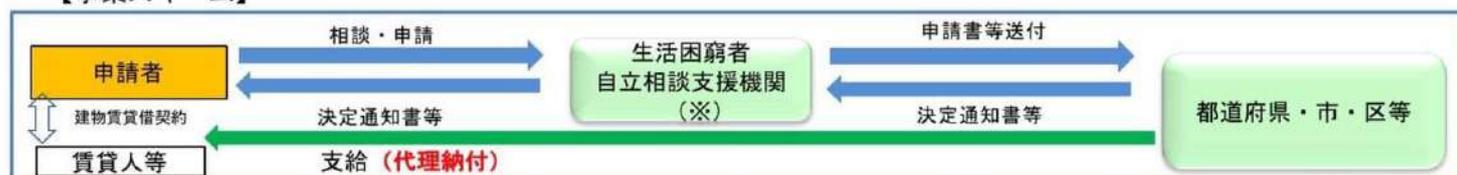
等

【支給額】 (東京都特別区の目安)単身世帯:53,700円、2人世帯:64,000円、3人世帯:69,800円

【支給期間】 原則3か月(求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

【事業スキーム】



※ 住宅、仕事、生活などの相談窓口。自治体が直営又は委託(社会福祉法人、NPO等)で運営。全国905福祉事務所設置自治体で1,317箇所に設置

※収入基準、貯蓄上限など参考にしてください。(大阪市の場合)

- ⑤ 申請日の属する月における申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入の合計が、下記の金額の範囲内であること

区分	基準額	収入基準額
単身世帯	84,000円	左記基準額 + 家賃額 (家賃額は本市生活保護の住宅扶助基準額※を上限とします)
2人世帯	130,000円	
3人世帯	172,000円	
4人世帯	214,000円	
5人世帯	255,000円	
6人世帯	297,000円	
7人世帯	334,000円	
8人世帯	370,000円	
9人世帯	407,000円	

※大阪市における生活保護住宅扶助基準額

世帯人数	1人	2人	3人~5人	6人	7人以上
扶助基準額	40,000円	48,000円	52,000円	56,000円	62,000円

- ⑥ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の金融資産の合計が次の金額以下であること

世帯人数	金融資産の上限額
単身世帯	504,000円
2人世帯	780,000円
3人以上世帯	1,000,000円

雇用維持のため

事業者が活用できるものは？

「雇用調整助成金」があります。

新型コロナの影響で、売り上げが減ったり、事業活動を縮小した事業主が労働者を休ませて雇用の維持をした時の「休業手当」に対する助成金です。

政府は新型コロナの感染拡大に伴って4月1日から6月30日までを緊急対応期間として、雇用調整助成金の特例措置を拡充しました。雇用保険の加入期間が6カ月未満の人や被保険者でない人、新入社員やパート従業員を休ませた場合でも活用が可能です。助成率は、今回の特例では大企業が休業手当日額の3分の2、中小企業が5分の4。従業員全員を雇い続ける場合はそれぞれ4分の3、10分の9に増え

ますが、1人当たりの日額は8330円が上限です。支給日数の上限は通常、1年100日などとなっていますが、今回の6月末までの緊急対応期間は、通常の100日とは別枠で日数を確保しています。

休業した労働者に直接支給するのではないため、企業が負担増を嫌って申請しない場合があります。日本共産党は、国による10分の10の助成、賃金・収入の8割以上の補償を求めています。

大阪労働局助成センター

06-7669-8900

★ポイント

- ・新入社員やパート従業員も対象に。
- ・雇用者は労働者に6割以上支払うことが条件。しかし6割、上限8330円だとそもそも生活が困難。
- ・企業が申請。厚労省は手続きを今後簡略化し、支給まで2か月かかっているのを1か月に短縮する事を決めた。

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

別紙

雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度

特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置		(参考) リーマンショック時
	現行 (一般的な場合)	緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施	
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主(全業種)
生産指標要件 (3か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月5%以上低下)	生産指標要件緩和 (3か月5%以上低下)
被保険者が対象	据え置き	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める	被保険者が対象
助成率 2/3(中小) 1/2(大企業)	据え置き	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、3/4(大企業))	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、3/4(大企業))
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める (1月24日～5月31日まで)	計画届の事後提出を認める (1月24日～6月30日まで)	やむを得ないと認められる場合は、事前に提出があったものとみなす
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間の撤廃	同左	クーリング期間の撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件の撤廃	同左	被保険者期間要件の撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左	同左+上記対象期間	3年300日

1 上記の拡充にあわせて、短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のため事務処理体制の強化、手続きの簡素化も行うこととする
2 教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、加算額を引上げる措置を別途講じる

小学校が休校 子どもの世話のために仕事を休んだら・・・

小学校休業等対応助成金の活用を

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇(年次有給休

暇を除く。)を取得させた企業に対する助成金が創設されました。

フリーランスも対象となっていますが、支給上限が 4100 円/日となっています。

★ポイント

- ・パート、祖父母など親族もOK。
- ・フリーランスもOK。(上限 4100 円/日)
- ・事業者にも全額助成(上限 8330 円/日)
- ・申請は事業者であり、申請件数が伸びていない。

<学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター>

0120-60-3999 受付時間:9:00~21:00(土日・祝日含む)

事業主の皆さまへ

 厚生労働省・都道府県労働局

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 (労働者を雇用する事業主の方向け) <4月以降分>

令和2年4月1日から6月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、**有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)**を取得させた事業主についても助成金の対象となります!

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

*詳細は裏面をご参照ください

事業主の皆様におかれては、**本助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるよう**お願いします。

【助成内容】

- **有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10**

具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額(※)×有給休暇の日数により算出した合計額を支給します。

※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの(8,330円を超える場合は8,330円)

【申請期間】

- 令和2年4月15日頃に支給要領等の公表、申請受付開始の予定です。

税・保険料・公共料金は猶予も

Q 税金や保険料、公共料金への配慮は？

A 納税・支払い猶予の制度があり、財産の差し押さえも猶予されます。

特に、▽新型コロナ患者発生に伴う消毒などにより財産に相当な損失が生じた場合、▽本人または家族が感染した場合、▽事業を廃止し、または休止した場合、▽事業に著しい損失を受けた場合—などの「個別の事情」について「まずは電話で最寄りの税務署に相談を」と強調しています。

国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険については厚労省が3月10日、「関係事務の取り扱いについて」との事務連絡を出し、「保険者の判断で、保険料(税)の徴収猶予を行うことが可能とされている。…各保険者において、これについての周知も含め、適切に運営いただきたい」と都道府県などに連絡。厚生労働省は、厚生年金保険料についても、3月12日、日本年金機構に「納付の猶予」や「換価の猶予」の検討を求めました。

日本共産党の清水忠史衆院議員などが国会で求めています。

国税

要件	納付することで事業の継続または生活の維持を困難にする場合など。
	<ul style="list-style-type: none"> ▶原則、1年間猶予が認められます。(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。) ▶ 猶予期間中の延滞税が軽減されます。 ▶ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

公共料金

電気料金	<p>【要件】休業および失業等で、生活福祉資金から緊急貸付を受けている。</p> <p>【措置】3、4、5月分の支払いを原則1カ月分延長。</p>	関西電力コールセンター 0800-777-8810。
ガス	<p>【要件】新型コロナの影響で生活福祉資金貸付がされている。または休業・失業等により支払いが困難な方。</p> <p>【措置】2、3、4月分の支払いを1カ月間延長</p>	大阪ガス 0120-078-071
NHK 期日までに受信料をお支払いいただくことが難しい場合や、口座振替等ではなく払込用紙でのお支払いを希望される場合などは窓口までご相談ください。	<p>大阪市の一部(港区、大正区、西区、浪速区、中央区、城東区、鶴見区、天王寺区、阿倍野区、生野区、西成区、東住吉区、東成区、平野区、住吉区、住之江区)、門真市、大東市、寝屋川市、枚方市、四條畷市、交野市</p>	大阪中央営業センター (06)6937-9000
	<p>堺市、柏原市、富田林市、羽曳野市、藤井寺市、松原市、八尾市、東大阪市、河内長野市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、大阪狭山市、南河内郡、泉北郡、泉南郡</p>	南大阪営業センター (06)6636-2571
	<p>大阪市の一部(東淀川区、淀川区、西淀川区、此花区、北区、福島区、都島区、旭区)、守口市、高槻市(杉生、田能、出灰、中畑、仁科は京都放送局(営業))、茨木市、摂津市、豊中市、吹田市、池田市、箕面市、豊能郡、三島郡</p>	北大阪営業センター (06)6835-8001

国民健康保険料を減額・免除(減収3割以上で最高10割減)

4月7日閣議決定の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に、収入が減少した世帯への国民健康保険料(税)の「免除等を行う」ことが盛り込まれました。経済が急速に冷え込むなか日本共産党は国保料の緊急減免を求めてきました。市民の運動と結んだ論戦の成果です。

国保の保険者である市区町村が免除等を実施した場合、保険料収入の減少分を国が全額手当てします。(4月8日厚労省事務連絡)

【要件】

- ・主たる生計維持者の事業収入や給与額が、前年と比べて10分の3以上減少。(前年の合計所得が1千万円超の場合や、減少した収入以外に400万円以上の収入がある場合は除外)。
- ・新型コロナで主たる生計維持者が亡くなるなどした場合。

減免計算式

保険料
×
(今年減少する見込みの事業と同一事業、または給与の)前年所得
÷
世帯全員の前年合計所得
×
減額割合(右図)

減額割合	
前年の合計所得金額	減額または免除の割合
300万円以下	全部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1000万円以下	10分の2

【見込みの収入どう計算？】

厚生労働省の担当者は、減収は見込みで判断するとし、適用の可否は各市区町村の判断に任せることになると指摘。今年1～3月の実

績を12カ月に引き延ばすことなどが考えられるとしつつ「繁忙期なども業種によって異なる。個々の状況を見て適切に判断を」と語っています。

【減免の対象となる保険料(税)】

・2019年度および2020年度分であって、2020年2月1日から2021年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合は特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているものとする。

★ポイント

・既に支払った保険料(2月、3月納期限)も対象であり、さかのぼって減免できる。

・現行の条例又は規約に対応する規定がない場合は、条例又は規約の整備が必要。

国保にも傷病手当が支給されることに(条例制定が必要です)

国民健康保険制度等においては、傷病手当金は、条例を制定して支給することができる「任意給付」です。

3月10日、厚生労働省は事務連絡を发出し、国内の感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対して、次のような形で傷病手当金を支給することについて検討を促しました。

し、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6カ月まで)

●支給額は、直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 2/3 × 日数

●制度の適用は、令和2年1月1日～9月30日の間

●国民健康保険制度等が傷病手当金を支給する場合、国が特例的に特別調整交付金により財政支援を行う。

●対象者は、被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

●個別の支給期間は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間(ただ

★ポイント

・個人事業主、フリーランスは対象外で、支給の対象が「被用者」に限られている。

・倉林明子参院議員の質問(3.26)に厚労省は、「支給対象の拡大も市町村長の判断で可能」と国会答弁。

・しかし、自治体が被用者以外に対象を広げる場合は、国からの財政支援の対象外。

新型コロナウイルス感染症に関する国保・後期高齢者医療における傷病手当金の対応について

別添

1. 制度概要

- 国保制度等においては、様々な就業形態の者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については、条例を制定して支給することができることとしている(いわゆる「任意給付」)。

2. 新型コロナウイルス感染症に関する対応

- 国内の感染拡大防止の観点から、保険者が傷病手当金を支給する場合に、**国が特例的に特別調整交付金により財政支援**を行うこととする。

●対象者

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

●支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

●支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 2/3 × 日数

※ 上記の支給額について、特別調整交付金により財政支援。

●適用

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで)

学費・就職支援 授業料の減免制度は？

新型コロナにかかわって、現役学生から「親の仕事がなくなり、学費が払えなくなる」との不安の声が上がっています。

文部科学省は、3月26日に、「新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した学生等への支援等について」との事務連絡を出しています。そこでは、4人世帯で年収が380万円以下(住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯)の世帯の学生に、授業料・入学金の免除・減額とともに給付型奨学金を支給するとしています(別表)。2020年4月からのスタートですが、申し込みをまだしていない学生は、4月以降も申し込みができます。申請方法は、各学校の学生課や奨学金窓口にご相談してください。

日本共産党の吉良よし子議員は、3月18日の参院文部科学委員会で、深刻な学生の実態を紹介し、「学費や入学金減免、免除、もしくは納入額の猶予などを求めています」。

内定取り消された

Q 内定を取り消すといわれました。

A 期待に胸ふくらませて、新社会人に…。ところが、新型コロナウイルス問題のために、内定の取り消しの知らせが来た。3月31日現在、23社58人にのぼります。そもそも、内定とは「始期付解約権留保付労働契約」といわれ、労働契約を会社と個人が結んだことになります。それを破棄することは、解雇権の乱用に当たると最高裁も判決を出しています。

日本共産党の宮本徹議員は3月6日、倉林明子議員は3月24日、衆参両院厚生労働委員会でこの問題を取り上げました。加藤勝信厚生労働相も、「内定取り消しは、客観的に合

理的な理由を欠き社会通念上相当であると認められない場合は無効と申し上げたい」と述べています。

新年度に入っても、内定を出したまま、入社時期を延期している会社もあります。心配な方は、ぜひ、全労連の労働相談ホットライン(前出)などに相談してください。また、厚生労働省も内定取り消しの回避に向けた事業主への指導に乗り出し、就職支援をするための専用の窓口を設置する予定です。

授業料等減免額(上限)・給付型奨学金の支給額

【授業料等減免】

授業料等減免の額は、授業料等減免の対象となる学生等の在学する学校の種類、設置者等の別に応じた一定額(住民税非課税世帯については下の表の額)を上限として、当該学生等に係る授業料及び入学金の額とする。また、非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対する減免額の3分の2の額又は3分の1の額を減免する。

【給付型奨学金(学資支給金)】

非課税世帯の学生等に対しては、下の表の額を、非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、その額の3分の2の額又は3分の1の額を支給する。

〈昼間制〉

		授業料減免 上限額 (年額)	入学金減免 上限額 (一回限り支給)	給付額		
				月額	(参考)年額	
大学	国公立	535,800円	282,000円	自宅	29,200円	350,400円
				自宅外	66,700円	800,400円
	私立	700,000円	260,000円	自宅	38,300円	459,600円
				自宅外	75,800円	909,600円

〈夜間制〉 ※給付額は昼間制と同じ

		授業料減免 上限額 (年額)	入学金減免 上限額 (一回限り支給)
大学	国公立	267,900円	141,000円
	私立	360,000円	140,000円

生活保護の要件も緩和されています

厚生労働省社会援護局保護課は4月7日付で、事務連絡「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」を発出しました。

緊急事態宣言を受けた生活保護の申請時における対応や、認定における判断基準について柔軟な対応を求めています。

★4.7事務連絡のポイント(抜粋)

①要否判定において稼働能力活用の有無を留保。

通常65歳未満だと保護申請をしても就労活動が不十分だと言って保護を認めないケースが多々ありますが、今回はそもそも働く場がなくなってしまっているため、要否判定から稼働能力活用の有無を除外できる、というもの。若い方でも困ったら申請に。

②自動車保有を認める(基本6カ月、最長1年)。

自動車は「資産」という位置づけで、例外を

除いて保有は厳しいですが、緊急事態措置期間経過後には、収入が元に戻る(自立する)と考えられる場合、通勤用自動車保有を認める。

③自営業者の方の利用も要件緩和。

緊急事態措置期間経過後に収入が増加すると考えられる場合には、増収に向けた転職指導等を行わない。自営に必要な店舗、機械器具等の資産もそのまま保有できる。

ただこれから始まる給付金が収入認定されるか、給付の対象外となる可能性もあるので要注意。

●生活保護開始までの宿泊費も支給されます。

厚労省は3月10日の事務連絡において、行政に以下の対応を求めています。

●一時的な居所の確保が緊急的に必要な場合の支援について

各実施機関においては、失業等により居所のない者から生活保護の相談・申請があり、一時的な居所を緊急的に紹介する必要がある場合に備え、近隣の安価な民間宿泊所、ビジネスホテル、カプセルホテル等の情報を収集されたい。

生活保護申請者が、やむを得ず一時的に上記の民間宿泊所等を利用し、生活保護が開始された場合は、その後に移った一般住宅等の家賃に要する住宅扶助費とは別に、日割り等により計算された必要最小限度の一時的な宿泊料等について、保護の基準別表第3の2の厚生労働大臣が別に定める額の範囲内で支給して差し支えないこととする。

全大阪生活と健康を守る会連合会(大生連)

06-6447-5105

事業が大変。融資制度は？

自治体独自の制度融資もあります

日本政策金融公庫「新型コロナウイルス感染症対特別貸付」(コロナ特別貸付)があります。使い勝手がよいと評判です。

「新型コロナウイルス特別貸付」Q&A

全国商工新聞 4.13 より

Q. 利用要件は？

A.「最近1カ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方」が対象。また、売上確認日を基準に、①確認日の前月の売上高、または②確認日の前日や直近の売上集計日からさかのぼって1カ月の売上高が5%以上減少していれば対象になります。

Q. 融資限度額は？

A. 融資限度額は、既存の融資制度の残高にかかわらず6千万円です。このうち3千万円を限度として、当初3年は基準金利から0.9%低減した利率が適用されます。のちに利子補給を受けることで実質3年間無利子となります。

Q. 返済期間は？

A. 設備資金=20年以内(うち据え置き期間5年以内)、運転資金=15年以内(うち据え置き期間5年以内)です。

Q. 担保は？

A. 無担保です。

Q. 申し込み期限は？

A. コロナ特別貸付に申し込み期限はありません。経済産業省は融資規模に対応できる予算を手当てすると述べています。

Q. 先日、コロナの影響で資金繰りが苦しくなり融資を受けたばかりですが、コロナ特別貸付を受けられますか？

A. すでに融資を受けていても融資条件は適用されます。

Q. 半年前の創業時に融資を受け返済が始まったばかりですが、追加融資は受けられますか？

A. コロナ感染症の影響により、資金繰りに影響が出た場合は相談できます。

日本政策金融公庫
事業資金相談ダイヤル

0120-154-505

大阪商工団体連合会(大商連)

0120-22-0000

(平日 10時～17時)

大阪支店	06-6315-0301	堺支店	072-257-3600
大阪西支店	06-6538-1401	吹田支店	06-6319-2061
阿倍野支店	06-6621-1441	守口支店	06-6993-6121
玉手支店	06-6659-1261	泉佐野支店	072-462-1355
十三支店	06-6305-1631	東大阪支店	06-6782-1321
大阪南支店	06-6211-7507		

生活支援臨時給付金 30万円の支給要件(補正予算)

収入が減少した世帯への30万円の「生活支援臨時給付金」は、支給対象の基準が全国一律となります。

減収後の月収

	条件① 2～6月の1カ月間で世帯主の月収が去年より減った場合	条件② 2～6月の1カ月間で世帯主の月収が去年の半分以下になった場合
単身世帯	10万円以下	20万円以下
2人世帯	15万円以下	30万円以下
3人世帯	20万円以下	40万円以下
4人世帯	25万円以下	50万円以下

★ポイント

- ・世帯主の収入では対象にならない場合でも、条件を満たせば対象になる場合も(具体は未決定【4.14現在】)
- ・5月中の支給開始を目指す。
- ・密集防止のため郵送やオンライン申請(報道)
- ・申請が必要。
- ・申請書類など詳細は決まり次第通知される。

総務省 コールセンター(03・5638・5855)

受け付けは平日午前9時～午後6時半。

持続化給付金

中小企業200万円 小規模事業者100万円(補正予算)

・2019年の売上を基準にして、2020年中の売上が50%以上減少した月の売上から計算することを基本とする予定。

- ・給付額 = (前年の総売上(事業収入)) - (前年同月比-50%月の売上×12か月)
- ・給付上限額は、法人:200万円、個人事業者等:100万円

中小企業 金融・給付金相談窓口

受付時間:平日・休日ともに、9時00分～17時00分

直通番号:03-3501-1544

詳細は補正予算
通過後、速やかに
公表されます。

その他(補正予算)

・児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、その対象児童一人あたり1万円を上乗せする臨時特別の給付金

・固定資産税・都市計画税の減免 中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する設備や建物等の2021年度の固定資産税及び都市計画税を、売上の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2に